

○国土交通省令第七十号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の一部及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第七条第二号八、第二十七条の二第一項、第二十七条の十及び第二十七条の三十六並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十五条、第三十六条第一項第一号及び第二号、第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)、第四十三条並びに第五十四条の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則等の一部を改正する省令
（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

<p>（法第七条第二号八の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）</p> <p>第七条の三 法第七条第二号八の規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>		<p>（法第七条第二号八の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）</p> <p>第七条の三 法第七条第二号八の規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	
土木工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	土木工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
建築工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	建築工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
大工工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	大工工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
左官工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	左官工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
とび・土工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	とび・土工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>

石工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
屋根工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
電気工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
管工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
タイル・れんが・ブロック工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
鋼構造物工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
鉄筋工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
舗装工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
しゅんせつ工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>

石工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
屋根工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
電気工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
管工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
タイル・れんが・ブロック工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
鋼構造物工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
鉄筋工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
舗装工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
しゅんせつ工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>

板金工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
ガラス工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
塗装工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
防水工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
内装仕上工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・五（略）</p>
熱絶縁工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
電気通信工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
造園工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
建具工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>

板金工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
ガラス工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
塗装工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>
防水工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
内装仕上工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・五（略）</p>
熱絶縁工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
電気通信工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
造園工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
建具工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>

(略)	水道施設 工業業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）
	解体工事 業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。） 又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は 「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・七（略）

三・四（略）
（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三（略）

2 前項に規定するもののほか、令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

（表 略）

（指定試験機関の指定）

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

(略)	検定種目	指定試験機関		指定をした日
	建設機械 施工管理	一般社団法人日本建設機 械施工協会	東京都港区芝公園三丁目 五番八号	

(略)	水道施設 工業業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）
	解体工事 業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又 は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「軀 体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・七（略）

三・四（略）
（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三（略）

2 前項に規定するもののほか、令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

（表 略）

（指定試験機関の指定）

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

(略)	検定種目	指定試験機関		指定をした日
	建設機械 施工	一般社団法人日本建設機 械施工協会	東京都港区芝公園三丁目 五番八号	

第十七条の二十八 (帳簿) (略)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第六号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

355 (略)

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 J K A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号八若しくは法第十五条第二号八の認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一514 (略)

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号口及び第二号口、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第四十二条第一項の規定による権限
十六 令第四十五条第二号の規定により指定すること。
十七524 (略)

第十七条の二十八 (帳簿) (略)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)第四条第一項第五号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

34 (略)

(令第四十四条の法人)

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 J K A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号八若しくは法第十五条第二号八の認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一514 (略)

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号並びに第二項第一号口(5)及び第二号口(3)、令第三十七条、令第三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一条第一項の規定による権限
十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。
十七524 (略)

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。に提出しなければならない。

一 令第三十六條第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したことを証する書面

四 国土交通大臣が令第三十六條第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

五 国土交通大臣が令第三十八條の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 (略)

2 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十條第三項において同じ。)のうち住民票コード(同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。第十條第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十條の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(削る)

(受検申請)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 令第三十六條第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

二 国土交通大臣が令第三十六條第一項第四号又は第二項第一号口(5)若しくは第二号口(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類(実務経験を証する書類を除く。)

三 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

(新設)

四 国土交通大臣が令第三十七條の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

五 (略)

2 国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。第十條第三項において同じ。)は、技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第三十條の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別)を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六條第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二

第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一 受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書をを得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

三 国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

四 令第三十七条第二項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書(その証明書をを得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真² 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

2 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(検定の免除の申請)

第五条

令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣(第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

(新設)

(試験の免除の申請)

第五条

令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(検定の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面での旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(合格証明書の再交付申請)

第十一条 法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	検定区分	検定科目	検定基準
建設機械 施工管理	第一次検定	土木工学	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
(略)			
建設機械施工法			<ol style="list-style-type: none"> 監督技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監督技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 監督技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(試験の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、技術検定の学科試験又は実地試験に合格した者に、書面での旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(合格証明書の再交付申請)

第十一条 法第二十七条第四項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	検定科目	検定基準
建設機械 施工	学科試験	土木工学	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 設計図書に関する一般的な知識を有すること。
(略)			
建設機械施工法			<ol style="list-style-type: none"> 建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。 建設機械による建設工事の施工の計画、運営及び管理に関する一般的な知識を有すること。

建設機械施工法	(略)	掲げる科目のうち二 建設機械操作 施工法	(略)	第二次検定	法規	施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 3 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者補佐として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
				<ol style="list-style-type: none"> 1 舗装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デスクトリビュター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。 			

建設機械組合せ 施工法	(略)	掲げる科目のうち二 建設機械操作 施工法	(略)	実地試験	法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
				<ol style="list-style-type: none"> 1 ほ装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デスクトリビュター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。 		

	<p>土木施工管理</p>	
<p>第二次検定</p>	<p>第一次検定</p>	
<p>施工管理法規</p>	<p>土木工学等 建設機械組合せ 施工管理法規</p>	<p>土木工学等 建設機械組合せ 施工管理法規</p>
<p>1 監理技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。</p>	<p>1 監理技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実施することができる応用能力を有すること。 建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。</p>

	<p>土木施工管理</p>	
<p>実地試験</p>	<p>学科試験</p>	
<p>施工管理法規</p>	<p>土木工学等 施工管理法規</p>	<p>土木工学等</p>
<p>1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 土木一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>

<p>電気工事 施工管理</p>	<p>第一次検 定</p>	<p>第二次検 定</p>	<p>建築施工 管理</p>
<p>電気工学等</p>	<p>電気工学等</p>	<p>法規 施工管理法</p>	<p>建築学等 施工管理法</p>
<p>3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>3 監理技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。 2 監理技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 1 監理技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p>	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。 1 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>
<p>電気工事 施工管理</p>	<p>学科試験</p>	<p>実地試験</p>	<p>建築施工 管理</p>
<p>電気工学等</p>	<p>電気工学等</p>	<p>法規 施工管理法</p>	<p>建築学等 施工管理法</p>
<p>3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。 2 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。 建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>

第二次検	施工管理法	法規	施工管理法	管工事施工管理	第二次検	施工管理法	法規	施工管理法	管工事施工管理	第二次検
										第二次検
1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	2 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	1 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。	2 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。	3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。	2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備(以下「設備」という。)に関する一般的な知識を有すること。	1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。	2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備(以下「設備」という。)に関する一般的な知識を有すること。	3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。

実地試験	施工管理法	法規	施工管理法	管工事施工管理	実地試験	施工管理法	法規	施工管理法	管工事施工管理	実地試験
										実地試験
設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。		管工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。		1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。	2 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備(以下「設備」という。)に関する一般的な知識を有すること。	3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

<p>造園施工 管理</p>	<p>第一次検 定</p>	<p>第二次検 定</p>	<p>電気通信 工事施工 管理</p>	<p>第一次検 定</p>
<p>土木工学等</p>	<p>施工管理法</p>	<p>法規</p>	<p>施工管理法 等</p>	<p>電気通信工学</p>
<p>2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>2 監理技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>1 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。</p>	<p>2 監理技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p> <p>1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>
<p>造園施工 管理</p>	<p>学科試験</p>	<p>実地試験</p>	<p>電気通信 工事施工 管理</p>	<p>学科試験</p>
<p>土木工学等</p>	<p>施工管理法</p>	<p>法規</p>	<p>施工管理法 等</p>	<p>電気通信工学</p>
<p>2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>

別表第二(第一条関係)

種目	検定区分	検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工管理	第一次検定	土木工学	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
(略)		舗装用建設機械	<ol style="list-style-type: none"> 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 舗装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 舗装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
トラクター系建設機械施工法			<ol style="list-style-type: none"> トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

別表第二(第一条関係)

種目	検定区分	検定科目	二級技術検定試験基準
建設機械 施工	学科試験	土木工学	<ol style="list-style-type: none"> 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
(略)		ほ装用建設機械	<ol style="list-style-type: none"> ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
トラクター系建設機械施工法			<ol style="list-style-type: none"> トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

第二次検定	法規	施工管理法
<ol style="list-style-type: none"> 監理技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。 	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。

実地試験	法規	施工管理法
<ol style="list-style-type: none"> 監理技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。 	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>造園工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>

<p>縮め固め建設機械施工法</p>	<p>モーター・グレーダー施工法</p>	<p>シヨベル系建設機械施工法</p>	
<p>1 縮め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 縮め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 縮め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 縮め固め建設機械の統一のかつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーの統一のかつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械の統一のかつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械の統一のかつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>

<p>縮め固め建設機械施工法</p>	<p>モーター・グレーダー施工法</p>	<p>シヨベル系建設機械施工法</p>	
<p>1 縮め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 縮め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 縮め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 縮め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>

第二次検定		実地試験	
<p>舗装用建設機械 施工法</p>	<p>1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 舗装用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>舗装用建設機械</p>	<p>1 ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>
<p>基礎工用建設機械 施工法</p>	<p>1 基礎工用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>基礎工用建設機械</p>	<p>1 基礎工用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>
<p>施工管理法</p>	<p>1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>法規</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>
<p>舗装用建設機械 操作施工法</p>	<p>1 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。</p>	<p>法規</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>
<p>基礎工用建設機械 操作施工法</p>	<p>1 基礎工用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 基礎工用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。</p>	<p>法規</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>

				<p>土木施工管理</p>	<p>第一次検定</p>
<p>法規</p>	<p>薬液注入施工管理 法</p>	<p>鋼構造物塗装施 工管理法</p>	<p>施工管理法</p>	<p>土木工学等</p>	<p>施工管理法</p>
<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>	<p>3 基礎工事に用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。 1 主任技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実施することができる応用能力を有すること。</p>
				<p>土木施工管理</p>	<p>学科試験</p>
<p>法規</p>	<p>薬液注入施工管 理法</p>	<p>鋼構造物塗装施 工管理法</p>	<p>施工管理法</p>	<p>土木工学等</p>	
<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>土木一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>	<p>3 基礎工事に用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。</p>

		<p>第二次検 定</p> <p>施工管理 法</p>
<p>薬液注入施工 管理 法</p>		<p>1 主任技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 主任技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。</p> <p>3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>
		<p>実地試験</p>
<p>薬液注入施工 管理 法</p>		<p>鋼構造物塗 装施 工 管 理 法</p>
<p>1 薬液注入に係る土木材料の特性等を正確に把握することができる、かつ、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること又は施工計画を実施することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>		<p>1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる一応の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること又は施工計画を実施することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>1 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができる、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること又は施工計画を実施することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>

建築施工管理	第一次検定	第二次検定
建築学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を読みとるための知識を有すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。 	法規
躯体施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。 2 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 	施工管理法
建築施工管理	学科試験	実地試験
建築学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を読みとるための知識を有すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる一応の応用能力を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 	法規
躯体施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 	施工管理法

			電気工事 施工管理
第二次検 定	法規	施工管理法	第一次検 定
施工管理法	法規	施工管理法	電気工学等 仕上施工管理法
<p>1 主任技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 主任技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。</p> <p>2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。</p> <p>2 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>3 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。</p>
			電気工事 施工管理
実地試験	法規	施工管理法	学科試験
施工管理法	法規	施工管理法	電気工学等 仕上施工管理法
<p>設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。</p>

管工事施 工管理	第一次検 定	機械工学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設備に関する概略の知識を有すること。 3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
電気通信 工事施 工管理	第一次検 定	電気通信工学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 	法規	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。 	法規	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。
管工事施 工管理	学科試験	機械工学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 設備に関する概略の知識を有すること。 3 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
電気通信 工事施 工管理	学科試験	電気通信工学等	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 電気通信設備に関する概略の知識を有すること。 3 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 	施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 	法規	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。

		造園施工管理			
第二次検定	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定	第一次検定
施工管理法	法規	施工管理法	法規	施工管理法	法規
<p>1 主任技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 主任技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p> <p>3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。</p>		<p>1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。</p> <p>2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p> <p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>		<p>1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正しく読みとるための知識を有すること。</p>	

		造園施工管理			
実地試験	学科試験	実地試験	学科試験	実地試験	学科試験
施工管理法	法規	施工管理法	法規	施工管理法	法規
<p>1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる一応の応用能力を有すること。</p>		<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p> <p>造園工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>		<p>1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 設計図書を正しく読みとるための知識を有すること。</p>	

様式第1号(ウ)(規則第4条第1項)

1級 技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

氏 名

受検区	分
受検種目	
受検科目	
受検希望地	

14セブメント

記載方法
1. 合字は「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかにある場合は「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかにある場合は「受検科目」を記載すること。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第1号(ウ)(規則第4条第1項)

1級 技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

氏 名

受検区	分
受検種目	
受検科目	
受検希望地	

14セブメント

記載方法
1. 合字は「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかにある場合は「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかにある場合は「受検科目」を記載すること。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第1号(ウ)(規則第4条第1項)

履歴票

※受験番号

ふりがな氏名 氏名 月日生(満年月)

本籍 (〒) (電話)

現住所 (〒) (電話)

勤務先 (〒) (電話)

勤務先所在地 (〒) (電話)

学校名	学部・学科	在学期間	新制・旧制の別
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月

試験科目(又は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日)

備考

受検種目に関する試験回数

14セブメント

様式第1号(ロ)(規則第4条第1項)

2級 技術検定受検申請書

2級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

氏 名

受検区	分
受検種目	
受検科目	
受検希望地	

14セブメント

記載方法
1. 別表第1号の欄に記載すること。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第1号(ロ)(規則第4条第1項)

2級 技術検定受検申請書

2級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

氏 名

受検区	分
受検種目	
受検科目	
受検希望地	

14セブメント

記載方法
1. 別表第1号の欄に記載すること。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第1号(ロ)(規則第4条第1項)

履歴票

※受験番号

ふりがな氏名 氏名 月日生(満年月)

本籍 (〒) (電話)

現住所 (〒) (電話)

勤務先 (〒) (電話)

勤務先所在地 (〒) (電話)

学校名	学部・学科	在学期間	新制・旧制の別
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月
卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月	卒業(修了)年月

試験科目(又は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日)

備考

受検種目に関する試験回数

14セブメント

様式第 2 号(イ) (欄別第 4 条第 1 項第 3 号)

I 級 技術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者

会社又は事業所名 所 在 地 氏 名 氏 名

受検者 氏名 生年月日 現住所 証明者との関係

Table with columns: 勤務先所在地, 所属(部署名), 在職期間中の受検種目に係る実務経験の内容, 従事した立場, 年 月 ~ 年 月, 年 ヶ月

実務経験年数の合計

様式第 2 号(イ) (欄別第 4 条第 1 項第 3 号)

I 級 技術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者

会社又は事業所名 所 在 地 氏 名 氏 名

受検者 氏名 生年月日 現住所 証明者との関係

Table with columns: 勤務先所在地, 所属(部署名), 在職期間中の受検種目に係る実務経験の内容, 従事した立場, 年 月 ~ 年 月, 年 ヶ月

実務経験年数の合計

Table with columns: 勤務先名, 所属(部署名), 工事名, 発注者名, 工事工期, 指導監督的実務経験の内容, 指導監督的実務経験年数

指導監督的実務経験年数の合計

記載要領

- 1 「所属(部署名)」の欄は、建設部、工務部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
2 「工事種別」の欄は、受検する種目に応じて、以下の3に具体的に記入すること。
建設機械施工: 河川工事、道路工事、橋梁工事、砂防工事、ダム工事 等
土木施工管理: 河川工事、道路工事、橋梁工事、砂防工事、ダム工事 等
建築施工管理: 建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
電気工事施工管理: 屋内電気設備工事、発電設備工事、送配電線工事 等
電気通信工事施工管理: 有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等

様式第 2 号(イ) (欄別第 4 条第 1 項第 3 号)

I 級 技術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者

会社又は事業所名 所 在 地 氏 名 氏 名

受検者 氏名 生年月日 現住所 証明者との関係

Table with columns: 勤務先所在地, 所属(部署名), 在職期間中の受検種目に係る実務経験の内容, 従事した立場, 年 月 ~ 年 月, 年 ヶ月

実務経験年数の合計

Table with columns: 勤務先名, 所属(部署名), 工事名, 発注者名, 工事工期, 指導監督的実務経験の内容, 指導監督的実務経験年数

指導監督的実務経験年数の合計

記載要領

- 1 「所属(部署名)」の欄は、建設部、工務部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
2 「工事種別」の欄は、受検する種目に応じて、以下の3に具体的に記入すること。
建設機械施工: 河川工事、道路工事、橋梁工事、砂防工事、ダム工事 等
土木施工管理: 河川工事、道路工事、橋梁工事、砂防工事、ダム工事 等
建築施工管理: 建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
電気工事施工管理: 屋内電気設備工事、発電設備工事、送配電線工事 等
電気通信工事施工管理: 有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等
送配電線工事施工管理: 送配電線工事、送電線工事、送電線工事 等

様式第3号(イ) [規則第5条]

日本産業規格A列15番

1級 技術検定 全部 免除 申請書 ※番号

1級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿 年 月 日

ふりがな
氏 名

生 年 月 日 令	年 月 日 満	日生 月 日	本 籍	免除を受けようとする検定	第二次検定・第二次検定
			現 住 所		
※免 除 番 号	名 称	受 換 種 目	試験若しくは検定に合格した年月日 月 日又は免許を受けた年月日	備 考	
			年 月 日		

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする検定」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第3号(イ) [規則第5条]

日本産業規格A列15番

1級 技術検定 試験 全部 免除 申請書 ※番号

1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿 年 月 日

ふりがな
氏 名

生 年 月 日 令	年 月 日 満	日生 月 日	本 籍	免除を受けようとする試験	学科試験・実用試験
			現 住 所		
※免 除 番 号	名 称	受 換 種 目	試験若しくは検定に合格した年月日 月 日又は免許を受けた年月日	備 考	
			年 月 日		

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする試験」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第4号(イ)(規則第5条)

日本産薬種格A列5番

上級技術検定一部免除申請書		※番号	
1級の技術検定下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。			
国土交通大臣 指定試験機関代表者		氏名	
年 月 日		年 月 日	
ふりがな 氏名			
生 年 月 日	年 月 日	本 籍	
令 合	満 年 年 月 月	現 住 所	
※免 除 番 号	検定区分	受 検 種 目	検定科目
免除を受けようとする 試験科目	名 称	試験科目 月日又は免許を受けた年月日	備 考
検定の免除を受ける 際に直接関係のある 試験、検定、免許		年 月 日	

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。

様式第4号(イ)(規則第5条)

日本産薬種格A列5番

上級技術検定試験一部免除申請書		※番号	
1級の技術検定下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。			
国土交通大臣 指定試験機関代表者		氏名	
年 月 日		年 月 日	
ふりがな 氏名			
生 年 月 日	年 月 日	本 籍	
年 齢	満 年 年 月 月	現 住 所	
※免 除 番 号	試験科目 (学科試験科目)	受 検 種 目	試験科目 (実地試験科目)
免除を受けようとする 試験科目	名 称	試験科目 月日又は免許を受けた年月日	備 考
試験の免除を受ける 際に直接関係のある 試験、検定、免許		年 月 日	

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。

様式第4号(ロ) (規則第5条)

日本産業規格A列5番

2級技術検定一部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏名

生年月日・年令	年 月 日	日生・満	年 月 日	本籍	現住所
※免除番号	受検区分	受検科目	受検種目	受検種別	受検科目
免除を受けようとする 検定科目(1)					
免除を受けようとする 検定科目(2)					

試験科目又は検定に合格した年
月日又は免許を受けた年月日

前 考

- 記載方法
- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
 - ※印のある欄には記載しないこと
 - 数字は算用数字を用いること
 - 受検しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする検定科目」の欄に免除を受けようとする検定科目を記載すること
 - 受検しようとする種目が種別に細分されている場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする検定科目」の欄に免除を受けようとする検定科目を記載すること

様式第4号(ロ) (規則第5条)

日本産業規格A列5番

2級技術検定試験一部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏名

生年月日・年令	年 月 日	日生・満	年 月 日	本籍	現住所
※免除番号	受検種目	受検種別	受検科目	受検種目	受検種別
免除を受けようとする 試験科目(1)	(学科試験科目)としての試験科目	学科試験科目	免除を受けよう とする試験科目 (実地試験科目) ⁽²⁾	実地試験科目	免除を受けよう とする試験科目
試験の免除を受ける 資格に直接関係のある 試験、検定、免許	名 称	試験科目	試験科目	試験科目	試験科目

試験科目又は検定に合格した年
月日又は免許を受けた年月日

前 考

- 記載方法
- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
 - ※印のある欄には記載しないこと
 - 数字は算用数字を用いること
 - 受検しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする試験科目」の欄に免除を受けようとする試験科目を記載し、「受検種目の欄」に受検しようとする試験科目を記載すること
 - 受検しようとする種目が種別に細分されている場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする試験科目」の欄に免除を受けようとする試験科目を記載し、「受検種目の欄」に受検しようとする試験科目を記載すること

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票

住所			
氏名			
受検種目		検定区分	
試験地		受検番号	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票

住所			
氏名			
試験地		受検番号 (受検番号)	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票

住所			
氏名			
受検種目	検定区分		
試験地	受検番号		
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票

住所			
氏名			
試験地	受検番号 (受検番号)		
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1級の第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 </div> 殿 年 月 日 氏名 _____	
本籍	郵便番号(-)
現住所	電話番号() -
生年月日	年 月 日生
技術検定の種目	
22センチメートル _____	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 1級の技術検定 地方整備局長 北海道開発局長 </div> 殿 年 月 日 氏名 _____	
本籍	郵便番号(-)
現住所	電話番号() -
生年月日	年 月 日生
技術検定の種目	
22センチメートル _____	

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 2級の第一次検定 第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 </div> 殿 年 月 日 氏名 _____	
本籍	郵便番号(-)
現住所	電話番号() -
生年月日	年 月 日生
技術検定の種目及び種別	
22センチメートル _____	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 2級の技術検定 地方整備局長 北海道開発局長 </div> 殿 年 月 日 氏名 _____	
本籍	郵便番号(-)
現住所	電話番号() -
生年月日	年 月 日生
技術検定の種目及び種別	
22センチメートル _____	

様式第6号(イ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番
番号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍氏名 年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する1級の第一次検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番
番号

1級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍氏名 年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する1級の第二次検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第6号(イ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番
番号

1級技術検定合格証明書

本籍氏名 年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する1級の技術検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番
番号

2級技術検定合格証明書

本籍氏名 年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する2級の技術検定に合格した

ことを証し、2級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第6号(ハ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

番号

本籍
氏名

年 月 日生

建設業法の規定に基づき に関する2級の第一次検定に合格した
ことを証し、2級 技士補と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

写真

印

(新設)

様式第6号(ニ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

番号

本籍
氏名

年 月 日生

建設業法の規定に基づき に関する2級の第二次検定に合格した
ことを証し、2級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

写真

印

(新設)

様式第7号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書書換申請書

※ 番 号

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長

年 月 日

住所
氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

本籍の変更 (新本籍)
(旧本籍)
氏名の変更 (新氏名)
(旧氏名)

様式第8号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書再交付申請書

※ 番 号

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長

年 月 日

住所
氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙をはる欄申請者は消印をしないこと。

様式第7号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書書換申請書

※ 番 号

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長

年 月 日

住所
氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

本籍の変更 (新本籍)
(旧本籍)
氏名の変更 (新氏名)
(旧氏名)

様式第8号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書再交付申請書

※ 番 号

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長

年 月 日

住所
氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙をはる欄申請者は消印をしないこと。

(地方整備局組織規則の一部改正)
 第三条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)を次のように改める。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前	改正後
<p>(企画部の所掌事務) 第六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 二十四 (略) 二 二十五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事。 三 二十六 一 三十二 (略) (建設部の所掌事務) 第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 四 (略) 二 五 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)に関する事。 三 六 一 四十八 (略) (施工企画課の所掌事務) 第七十九条の二 施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事。 三 七 (略) (計画・建設産業課の所掌事務) 第八十一条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)及び浄化槽設備士に関する事。 三 七 一 二十六 (略)</p>	<p>(企画部の所掌事務) 第六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 二十四 (略) 二 二十五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。 三 二十六 一 三十二 (略) (建設部の所掌事務) 第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 四 (略) 二 五 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)に関する事。 三 六 一 四十八 (略) (施工企画課の所掌事務) 第七十九条の二 施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。 三 七 (略) (計画・建設産業課の所掌事務) 第八十一条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)及び浄化槽設備士に関する事。 三 七 一 二十六 (略)</p>		
<p>(機械課の所掌事務) 第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事。 三 七 (略)</p>	<p>(機械課の所掌事務) 第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 五 (略) 二 六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。 三 七 (略)</p>		

(北海道開発局組織規則の一部改正)
 第四条 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)を次のように改める。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(建設産業課の所掌事務)
第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一四 (略)
- 五 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)に関する事
六 六十八 (略)

(建設産業課の所掌事務)
第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一四 (略)
- 五 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)に関する事
六 六十八 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則(以下「新施工技術検定規則」という。)第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣(技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

2 第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 国土交通大臣(受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。